

平成15年4月25日

知的財産戦略本部 御中

社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター

知的財産推進計画についての提言

演劇、音楽、舞踊、演芸、映画などの芸能67団体で構成する弊法人は、科学技術や文化の分野において豊かな創造性にあふれ、その成果が産業の発展や国民生活の向上へつながっていく経済・社会システムを有する「知的財産立国」をめざす国の方針を高く評価し、知的財産基本法に基づき知的財産戦略本部が策定を準備している「知的財産推進計画」に文化芸術の観点から意見を申し述べます。

1. 計画策定にあたっての留意点

知的財産基本法はその目的を達成するために、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、計画を定めるとなっています。ここで広く「知的財産」といった時、工業所有権に係る科学技術とその産業と、著作権に係る文化芸術とその産業は、そのインフラストラクチャーにかなりの格差と差異とが存在することを留意していただきたいと思います。

まず、大学等といった時、理学系、工学系などの学部、大学院、研究所の存在、基礎と応用研究と教育スタッフの存在、企業における研究開発スタッフの存在が多数を想定できると思います。そしてその研究スタッフは大学等と事業者との間を移動し、アイデア交流も活性化しています。芸術分野はどうでしょうか。音楽学部と美術学部が数える程度存在しますが、演劇、舞踊、映像分野に至ってはカウントするまでもない状況です。人材移動とアイデア交流も比較になりません。

次に、芸術創造で事業者にあたるのは何でしょうか。個人の芸術家、劇団、オーケストラなど音楽団、舞踊団、プロダクション、劇場、レコード会社、映画会社等であります。そしてこの創造の現場は、科学技術分野における大学、企業が安定した就労条件で研究者を雇用して教育、研究、開発にあたらせているとは対照的に、基礎的人材養成も乏しい上にフリーの芸術家やスタッフをプロジェクトごとに契約して創造活動にあたらせていることが一般的です。そのため多くが劣悪な条件に置かれている現実があります。

このような基盤の相違を前提に、芸術創造を活性化するために必要な方策について「人材の確保」、「知的財産の創造」および「知的財産の保護」の施策について以下に提言いたします。

2. ひとつづくり=知的財産をつくる人材の確保について

映画とCDなどの文化関連産業と、演劇、音楽、舞踊、演芸などのライブとは、その製作組織に大きな相違が存在しますが、創造のイマジネーション、感性、才能、ノウハウに共通のものが存在します。そしてこの総体を担う人材をどのように豊かに育て、相互に交流する仕組みを創るかが重要なテーマとなります。その点から人材の裾野を広げる「養成、研修」と職業人としての「地位の問題」について次に提案します。

1) 実演家、スタッフなど芸術家等のライフステージに相応しい養成と研修の体制を充実し、豊かな作品を生み出す芸術創造の基盤整備を

映画、演劇、舞踊等の国公立大学、学部、学科の設置促進を

小中高等教育段階での芸術リテラシーといった力の開発が必要だと考えます。音楽、美術については学科が存在しますが、演劇、舞踊などの言語・身体表現はもちろん、これだけ生活に溢れている映像については何らの教育機会も存在しません。

この上に専門家養成の道が準備されることが理想であります。芸術家として、また歴史的に音楽や美術教師養成の必要性から全国に国公立の大学、学部等が設置されています。優れた芸術創造を促進するために映画、演劇、舞踊について創造現場との密接な連携が組み込まれた従来にない国公立大学の大学院、学部、学科設置のための支援等、促進策を求めます。

映画、音楽、舞台芸術に関する現職者の能力向上の研修等を充実するための支援拡充を

映画、音楽、舞台芸術の創造、技術、マネジメント（法務・財務など）に関わる芸術家、実演家、技術者、実務者など専門家を対象に、技術革新や制度改革への対応など専門性を深め、幅を広げるキャリア形成とライフステージを考慮した現職者研修を設計、充実するため、芸術団体等が担うべき再研修計画・実施への支援の大幅な拡充が望まれます。

舞台芸術の研究、教育、研修にかかわる総合研究教育機構の創設が必要と考えます。

2) 実演家、スタッフなど芸術家等が能力を十分に発揮するために、安全で安心して活動に取り組めるセイフティネットの確立を

実演家、スタッフなど芸術家等の活動特性に相応しい社会保障体制の確立を

文化芸術振興基本法に基づく「基本方針」で「安全で安心して活動に取り組める環境整備」の重要性を謳いました。また、ユネスコは「芸術家の地位に関する勧告」（1980年）で芸術家等の社会保障、労働条件、課税条件を改善することを提唱しています。フリーの実演家、舞台・映像スタッフ等を「独立の芸術家」と位置づけ、その活動特性にみあった事故災害補償を中心とする制度の創設を求めます。

実演家、スタッフなど芸術家等の出演に係わる公正で円滑な制度の確立を

実演の利用に関する契約交渉に際しては、実演家の契約的地位は脆弱なものだといわざるを得ません。ドイツの「著作者及び実演家の契約上の地位の強化に関する法律（改正著作権法）」等に鑑み、我が国でも、出演時の文書契約を促進するような仕組みを確立する必要があると考えます。

3. 創造の活性化の場づくり = 知的財産の創造について

1) 地域社会に舞台芸術を楽しむ拠点の重点的な整備の促進を

社会資本整備の一環としての公共事業として、全国各地に2000館を超える公立文化施設が建設されました。しかし、そこでは芸術が創造され、その成果が地域の人々の文化的な生活の向上に十分に寄与出来ていないのが現状です。

文化芸術振興基本法第25条で「国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等の支援、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする」と定め、また、「基本方針」では「優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割が十分に発揮されるよう、法的基盤の整備や税制上の措置などの方策により、劇場、音楽堂等の活動の円滑化、活発化を図る」と課題を示している。

「文化芸術の創造、交流、発信」のために「公演等への支援、芸術家等の配置等の支援」を実現する「劇場事業法（仮称）」を制定し、地域社会に舞台芸術の拠点を形成する財政、法的基盤の整備や税制上の措置を進めることが望まれます。

2) 芸術創造への多様な支援チャンネルの整備を

国家予算の文化芸術への配分割合を倍増へ

芸術創造で大事なことは多様、多彩な創造活動が自由に展開されることにあります。さらに評価を受けた優れた作品がより広く、多くの人々に恩恵をもたらすための道筋をつけることであると考えます。この2つの命題を実現するには異なった支援スキームが必要と考えられます。これはライブとコンテンツの上映、複製物流通とでは相違がありますが、基本的な考えは共通であります。

多様、多彩な創造を誘発するためには芸術団体の芸術創造への寄付金優遇税制や助成、劇場や減少が続いているがために技術伝承の危機が叫ばれている映画撮影所などの場の整備が重要になります。また、広く、多くの人々に恩恵をもたらす観点では、製作への公的融資や信用保証、ファンド、投資組合等の公正、簡便、透明性の高い投資などの多様な資金調達システムの活用でありましょう。

そのためには国家予算の文化芸術への配分割合を倍増するぐらいの対応、文化芸術に対する個人寄付の特別優遇枠を設定し、個人の文化芸術への関心を喚起し寄付文化を育てるような方向性をもつ、大胆な財政支出と税制での対応が必要と考えます。

4. しゅくみづくり = 知的財産の保護

先にも述べましたが、映画、演劇、音楽、舞踊などの芸術創造は、多数のフリーの人材・芸術家等がある作品創造のために一時的にあつまり、創造的にそれぞれの役分で参与することです。就業規則に基づき継続的に研究作業に従事する大学、事業所の研究者等との関係と決定的に異なります。創造の参与者への相応な利益配分のシステムが不可欠です。

またデジタル技術の急速な発展と普及は、私的録音補償金制度の導入当時では想定出来なかったコピー現象が進んでいます。デジタルコピーへの対応が大きな課題となっています。

実演家の著作隣接権を管理する実演家著作隣接権センターは特に以下の点について意見を申し述べます。

視聴覚的実演に係わる実演家の経済的権利の早期確立

2000年12月のWIP0外交会議において、視聴覚的実演について、実演家に経済的権利を付与する旨の暫定合意が成立しています。欧州諸国の多くは、既に実演家にこれらの権利を付与しています。我が国としても、視聴覚的実演について実演家の経済的権利を確立するような法改正の早期実現と、視聴覚的実演に関する条約の早期策定を望みます。

実演の保護期間の延長

欧米諸国の多くでは、著作権の保護期間が著作者の死後70年に延長されています。著作隣接権の保護期間も延長すべきとの要望が出され、アメリカではレコードについて、95年の保護期間が認められています。このように著作権及び著作隣接権の保護期間の延長は国際的な潮流であり、保護期間の違いは知的財産の国際的な流通を阻害する恐れがあります。日本においても、実演の保護期間の延長を早急に検討するよう望みます。

実演家の肖像権保護

肖像パブリシティ権擁護監視機構等の関係団体と協力して、長い間、実演家の肖像権の侵害対策や肖像権思想の普及・啓蒙活動を続けてきました。しかしながら、悪質な肖像権の侵害事例は増加する一方です。これらに対し、政府からの積極的な支援だけでなく、実演家の肖像権を法律で明確に保護することを望みます。

以上